

別紙 1

令和 7, 8 年度 I C T を活用した心の健康観察事業 業務仕様書

1 業 務 名

令和 7, 8 年度 I C T を活用した心の健康観察事業

2 実 施 校

県内のモデル校（3 校）

3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

注） 但し、本業務は年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続きを進めているものである。したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。

4 システム導入の目的

生徒の多様性に配慮し、相談窓口も多様化させる必要がある。これまで学校現場で培ってきた相談体制を維持しつつ、生徒がいつでも、どこでも、誰にも気兼ねなく安心して相談できる窓口を学校以外に設定することで、生徒の相談窓口の選択肢を増やすことができると考える。

家庭や学校での生活の中で、メンタルヘルスの不調を起こした生徒が簡便に S O S を発信できる環境づくりや、リスクのある生徒への対応の遅れや抜け漏れを防ぎ、早期発見・早期支援への取組を推進する。そのため、生徒に貸与されている情報端末等に「心の健康観察相談システム」を導入することで、生徒の諸問題への対策として、日常的な心の健康観察等から生徒が発信する S O S サインの早期発見と適切な支援につなげる体制を構築し、その効果について検証を図る。

5 施行仕様

（1）システムの内容

イ 心の健康状態のモニタリング

生徒が情報端末等にアンケートの回答を音声等で回答することにより、生徒の体調や心の健康状態の変化を可視化し、適切な支援策を迅速に講じることができる。

ロ テキスト健康相談

生徒が情報端末等に相談内容を書き込むことができるのと同時に、いつでも、どこでも外部の専門機関等につなげる体制を構築している。

ハ 学校が管理できるサイト等の設定

生徒のアカウント管理、グルーピング、予約状況の確認、相談に関する報告書の作成、リスク評価及びアラート機能等を設定することができる。

（2）動作環境等

各種 W e b ブラウザによりシステムが稼働できること。

（3）実施校

県内のモデル校として指定された以下の学校に在籍する生徒に実施する。

・宮城県 A 高等学校	8 4 0 人程度	
・宮城県 B 高等学校（D 分校の生徒も含む）	6 0 0 人程度	
・宮城県 C 高等学校	2 0 0 人程度	計 1, 6 4 0 人程度

(4) その他

- イ 受注者は、生徒及び教職員向けに心の健康観察相談システムの接続や予約手順等についての簡便なマニュアルを作成し、モデル校で説明会を実施する。
- また、導入に際し、学校管理サイトの構築について助言・支援する。
- ロ 受注者は、随時、心の健康観察相談システムのメンテナンスを行う。
- ハ 本事業のとりまとめとして、報告書を県教育委員会に報告すること。

6 業務を遂行するに当たって、受注者に提供する情報等

県は次の(1)と(2)の情報を受注者に提供する。

- (1) モデル校の電話番号、ファクシミリ番号
- (2) モデル校の担当者名、電子メールアドレス

7 本業務に従事する要件

受注者は、本事業の契約締結後から受注業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、業務体制、通報・連絡体制、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）についての記載及び本仕様書を遵守し、業務を執行する旨の誓約を書面にして県教育委員会に提出すること。また、変更が生じた場合は、速やかに変更内容を県教育委員会に提出すること。

8 支払方法

県教育委員会は、年間を2期に分けて、各期の業務がそれぞれ履行された後の翌月以降に、受注者からの請求に基づき支払う。

9 一般条項

- (1) 受注者は、県教育委員会の指示に基づき、児童生徒の生命及び心身の健康を脅かす事態に発展することを未然に防止し、児童生徒の健全育成を図るという本事業の目的を達成するために、本仕様書の内容を誠実に履行すること。
- (2) 受注者は、故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受注者は、業務責任者及び業務従事者に対し、法律に規定された事業者としての全ての義務を負うものとする。また、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 受注者は、本業務の実施に必要となる物的設備及び人的環境等について、各種関係法令に違反することのないように留意する。また、相談業務において支障が発生した場合は、適切な処置を講じるとともに、その内容等を速やかに発注者に報告するものとする。
- (5) 本仕様書及び受注者のマニュアル等で不明な点がある場合又は疑義が生じた場合は、発注者と協議してこれを定めるものとする。
- (6) 情報セキュリティ方針を定め、第三者認証制度（ISMS 認証等）のもと、個人情報を適切に管理運用していること。

10 不明な事項等の協議

- (1) この仕様書に定めのない事項及び不明な事項については、その都度、県教育委員会と協議することとする。
- (2) 特別な事情が生じた場合、双方協議の上、受注条件を変更することがある。